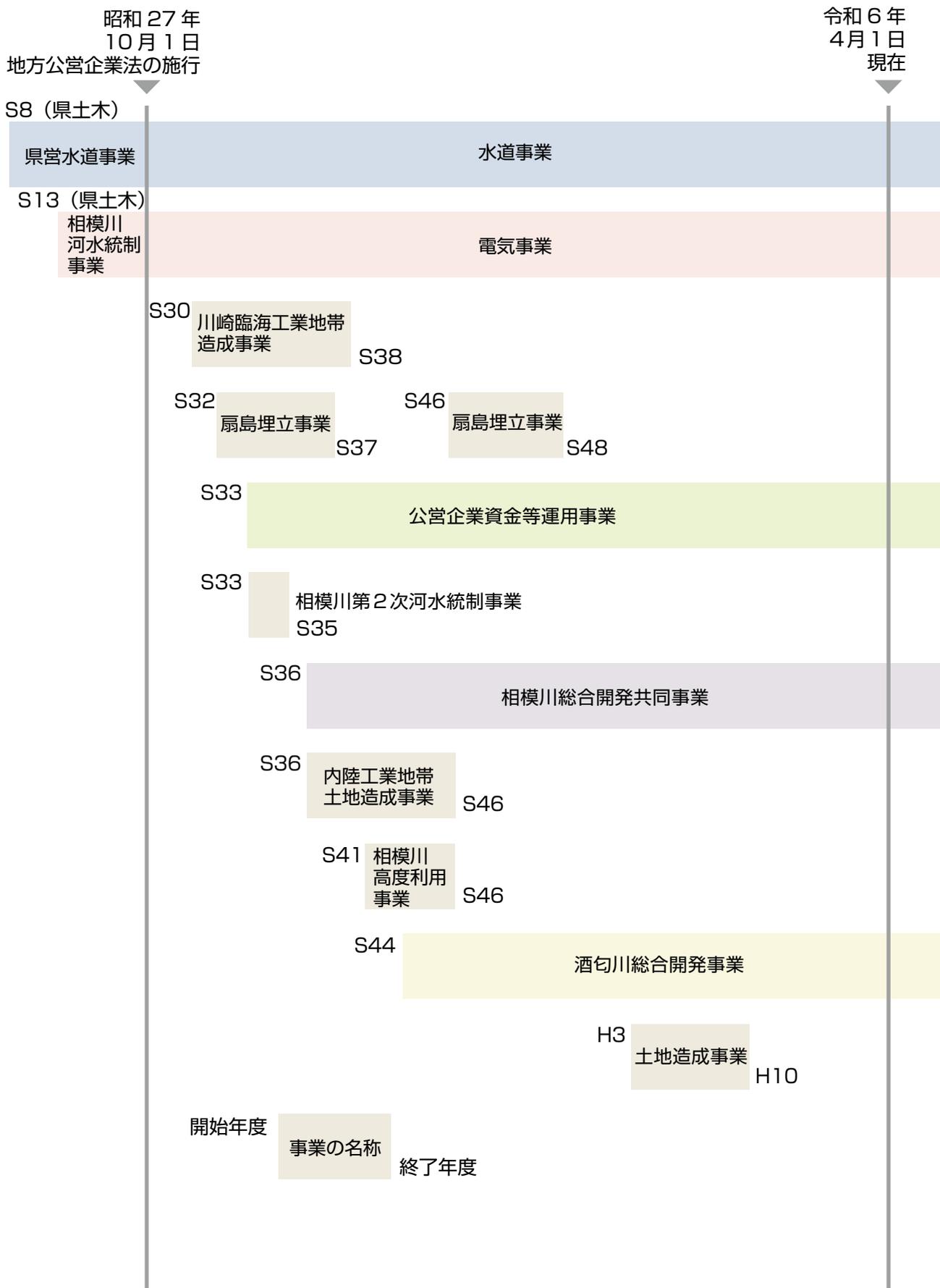


企業庁における事業設置の推移



企業庁のあゆみ

年	月	内容	年	月	内容	
昭和6年	12	県営(湘南)水道布設案県会で議決	62	3	こだまプール完成	
8	3	県営(湘南)水道布設工事着手	63	3	プロミティあつぎビル完成	
	3	湘南水道株式会社の水道施設を県に移管	平成元年	3	湯河原町スポーツセンター完成	
	4	神奈川県水道事業所を鎌倉町に設置	4	相模湖町千木良簡易水道・道志北簡易水道を県営水道に移管		
	4	神奈川県水道使用条例施行	2	3	相模発電所改修工事完了	
14	12	相模原都市建設水道布設案県会で議決	4	4	相模湖町小原簡易水道を県営水道に移管	
15	3	相模原都市建設水道布設工事着手	9	9	愛川第1・第2発電所建設工事着工	
	11	相模川河水統制事業起工	3	3	プロミティふちのペビル完成	
18	12	津久井発電所1台目運転開始	3	3	神奈川国際学生会館・淵野辺完成	
19	10	// 2台 //	4	4	土地造成事業の運営を開始	
20	2	相模発電所1台目運転開始	4	3	大山駐車場周辺自動車等折り返し広場完成	
22	6	相模ダム完成	4	4	津久井町鮑子簡易水道を県営水道に移管	
	6	相模発電所2台目運転開始	5	4	愛川町中津宇大塚下及び下六倉地区を県営水道に編入	
24	9	鎌倉山組合営水道を県に移管	4	4	相模貯水池大規模建設改良事業開始	
27	10	地方公営企業法施行・神奈川県企業庁発足(水道・電気事業)	11	11	南足柄東部工業団地(テクノネット湘南)造成工事着工	
29	4	箱根地方上水道布設工事着手	6	4	藤野町和田簡易水道を県営水道に移管	
	7	大和町営水道を県営水道に移管	7	1	座間市ふれあい会館完成	
	10	箱根温泉供給株式会社の水道施設を県営水道に移管	4	4	水質センター開所	
30	4	宮城野村営水道を県営水道に移管	12	12	平塚市東豊田工業団地造成工事着工	
	5	道志第1・第2発電所運転開始	8	3	南足柄東部工業団地(テクノネット湘南)造成工事完成	
	9	大塚組合営水道を県営水道に移管	6	6	座間市民健康センター完成	
31	3	早川発電所運転開始	9	4	愛川第1・第2発電所運転開始	
32	2	箱根登山鉄道株式会社の水道施設を県営水道に移管	11	11	小田原市栄町駐車場完成	
	3	川崎臨海工業地帯造成事業起工	12	12	平塚市東豊田工業団地造成工事完成	
33	4	公営企業資金等運用事業の運営を開始	11	3	城山ソーラーガーデン運転開始	
	4	玄倉第1発電所運転開始	3	3	道志第2発電所改良工事完了	
	4	扇島埋立事業起工	12	2	利水局公営電気事業でISO14001取得	
35	1	玄倉第2発電所運転開始	3	3	谷ヶ原浄水場整備事業完成	
36	4	相模川総合開発共同事業の運営を開始	13	3	城山発電所第1期改修工事完了	
	9	相模ダム2メートル嵩上げ完成	4	4	配水運用管理システム稼働	
37	2	相模川総合開発事業起工	4	4	宮ヶ瀬ダム全面運用に伴う総合運用開始	
	4	中津工業団地造成工事着工	15	3	水道記念館リニューアル	
	8	柿生発電所運転開始	4	4	上下水道料金一括納付制度開始	
38	3	川崎臨海工業地帯造成事業完成	4	4	藤野町牧野字上野久保地区を県営水道に編入	
39	3	寒川取水施設完成	16	4	津久井町上水道・青野原地区簡易水道を県営水道に移管	
	4	酒匂川総合開発基礎調査開始	17	2	寒川浄水場太陽光発電設備完成	
	8	相模湖町と瀬簡易水道を県営水道に移管	3	3	津久井発電所改修工事完了	
	10	津久井町営水道等を県営水道に移管	18	3	PFI法により寒川浄水場排水処理施設が完成	
40	3	城山ダム完成	3	3	柿生発電所改修工事完了	
	10	城山発電所運転開始	6	6	寒川総合図書館・寒川図書館完成	
41	4	浦賀及び大津地区を横須賀市水道に移管	12	12	道志ダム発電所運転開始	
	4	中津工業団地造成工事完成	19	10	県営水道お客さまコールセンター運営開始	
44	4	酒匂川総合開発事業の運営を開始	20	3	稲荷配水池小水力発電設備発電開始	
	8	伊勢原工業団地造成工事着工	22	2	道志第4発電所運転開始	
45	1	平塚簡易水道を県営水道に移管	3	3	芹沢配水池小水力発電設備発電開始	
	2	相模川高度利用事業工事着工	4	4	城山発電所第2期改修工事完了	
	3	串川取水路建設工事完成	3	3	城山湖ソーラー展望台運転開始	
46	7	寒川第3浄水場一部稼働開始	23	2	中津・葛原配水池小水力発電設備発電開始	
47	3	伊勢原工業団地造成工事完成	24	1	津久井発電所太陽光発電設備運転開始	
	3	相模川高度利用事業完成	7	7	海老名市食の創造館完成	
48	4	水道利用加入金制度を新設	25	5	愛川太陽光発電所運転開始	
	8	飯塚取水施設完成	26	3	城山第2ソーラーガーデン運転開始	
	9	扇島埋立事業完成	4	4	箱根地区水道事業包括委託開始	
49	4	海老名市有馬簡易水道を県営水道に移管	12	12	谷ヶ原太陽光発電所運転開始	
	5	三保ダム施設起工	27	3	開成町あじさい公園発電所完成	
50	4	横道橋沢簡易水道を県営水道に移管	30	3	早戸川発電所運転開始	
54	3	三保ダム完成	31	4	相模ダムリニューアル事業開始	
	4	地域振興施設の整備事業を開始	令和2年	1	1	水素エネルギー供給設備運転開始
	7	藤野町営上水道を県営水道に移管	3	3	相模貯水池大規模建設改良事業完了	
	9	中沢テニスコート完成	4	4	相模貯水池堆砂対策事業開始	
55	7	伊勢原市新大山駐車場完成	3	5	寒川町営プール完成	
57	3	平塚配水池レクリエーション広場野球場完成	4	3	宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館電気ゾーンリニューアル	
	3	茅ヶ崎立体駐車場及び平塚市紅谷町立体駐車場完成	3	3	山北町洒水の滝遊歩道等施設完成	
	3	道志第3発電所運転開始	5	2	玄倉第1発電所改修工事完了	
59	3	名倉グラウンド完成	3	3	寒川町営さむかわテニスコート完成	
	4	水道記念館・水の広場公開	5	5	寒川学校給食センター完成	
60	3	寒川浄水場いこいの広場プール完成				
61	3	寒川浄水場いこいの広場テニスコート完成				
	3	緑の休暇村テニスコート完成				
	4	伊勢原市大山子簡易水道を県営水道に移管				

企業庁の基本理念・計画体系

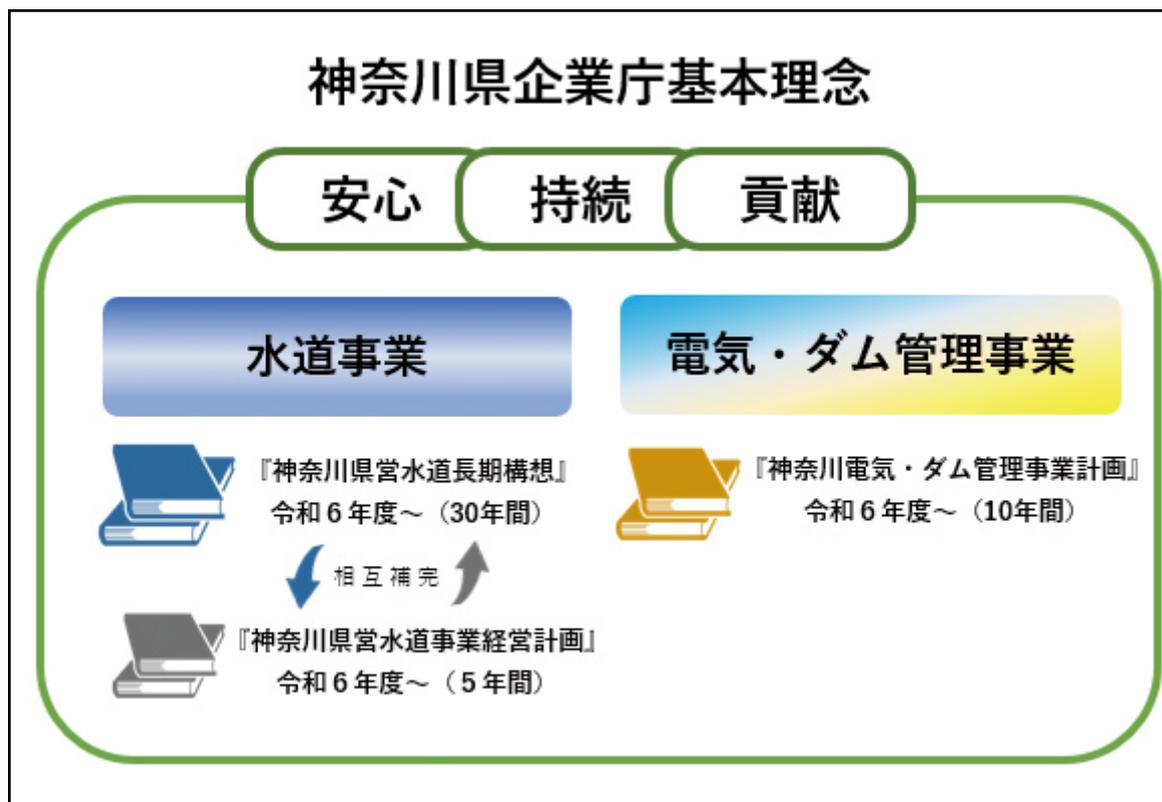
基本理念の3本柱：「安心」「持続」「貢献」

神奈川県企業庁は、県民のいのちと産業を支えるライフラインである水と電力を、将来にわたり「持続」的に供給し、「安心」のサービスを提供するとともに、新たな課題に柔軟に対応することにより、地域社会や国際社会に「貢献」し、より一層、県民から信頼される地方公営企業を目指すことを基本理念としています。

この基本理念のもと、企業庁は、事業環境等を踏まえて計画的に事業に取り組んでいます。

企業庁の計画体系

水道事業においては、「100年先も持続可能な水道事業」の実現に向けて30年間の将来構想と5年間の事業実施計画を定めています。電気事業と、ダム管理を行う相模川総合開発共同事業・酒匂川総合開発事業の3事業（「電気・ダム管理事業」という。）については、ダムと発電所のきめ細やかな連携による電力と水道用原水の安定供給を引き続き実現するため、10年間の事業実施計画を定めています。



神奈川県営水道長期構想・水道事業経営計画

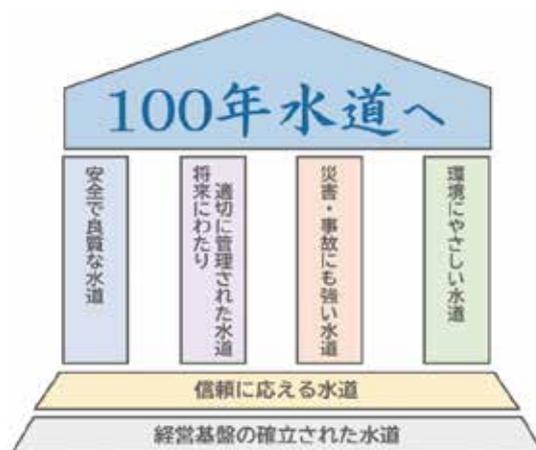
大規模地震等の自然災害が激甚化・頻発化する中で水道施設の耐震化などの更新需要が加速度的に高まっている一方、水道料金収入は減少傾向にあり、今後は人口減少によりさらなる収入減が見込まれています。そのような厳しい状況下でも将来にわたって水道水をお届けするため、100年先の水道へ向かう通過点として、「長期構想」で「目指す姿」と「取組の方向性」を示し、「経営計画」でより詳細な取組内容を示しています。

長期構想で示す「水道事業の目指す姿」

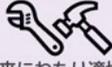
「目指す姿」をつくる6つの観点

施設整備に関する4項目を柱、事業経営に関する2項目を土台にして、「100年先も持続可能な水道事業」という意味の「100年水道」を支える建築物をイメージしています。

また、事業経営に関する2項目を出発台に、施設整備に関する4項目が伸びていくことで「100年水道」へ向かう矢印を模した図でもあります。



15の「目指す姿」

 安全で良質な水道	① 安全で良質な水道水が、どこでも常に供給されています ② 気候変動等による水質変化に対して、的確な対応が実施できています
 将来にわたり適切に管理された水道	③ 水需要に合わせて施設規模が適正化され、効率的に利用されています ④ 施設が適切に維持管理され、計画的に更新されています ⑤ 多様な関係者との連携により、県営水道が単独で実施するよりも効果的な施設整備が行われています
 災害・事故にも強い水道	⑥ ストレスを感じることがなく生活が送れるよう、安定給水が継続されています ⑦ 大規模地震発生時においても、基幹施設の被害を最小限に抑える対策がなされています ⑧ 激甚化する様々な災害・事故に対し、被災した場合にも迅速に対応できる対策がなされています
 環境にやさしい水道	⑨ 持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮された施設が構築されています
 経営基盤の確立された水道	⑩ ICTをはじめとする技術を活用し、事業の効率化が図られています ⑪ 水道料金のあり方について定期的な検証を行うなど、財政の健全化が図られています ⑫ 事業環境に合わせた組織づくり・体制づくりが行われています
 信頼に応える水道	⑬ 県営水道への理解を深めていただけるよう、積極的な情報発信と適切な情報提供がされています ⑭ 様々なニーズの把握に努め、その結果が事業運営に反映されています ⑮ 今まで培ってきたノウハウを活かし、地域社会や国際社会に貢献しています

長期構想と経営計画の関係



神奈川電気・ダム管理事業計画

国の電力システム改革による「発電・小売の全面自由化」等の事業環境の変化に対応できる経営基盤づくりに加え、完成から長い年月を経たダムや発電所の老朽化対策、脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギー普及の推進が必要となっています。こうした諸課題に対応するため、事業計画として、発電所とダムの運用及び維持管理について事業の特性に応じた効率化を進め、電気事業とダム管理事業の一体的な連携を図ることや、再生可能エネルギーの拡大の取組を示しています。

電気・ダム管理事業計画の概要

電気・ダム管理事業が目指す姿

電気・ダム管理事業

【神奈川電気・ダム管理事業計画】（10年間）

1 電気事業が目指す姿

再生可能エネルギーである水力発電と太陽光発電による「電力」と、相模ダム等による「水道用原水」の安定供給に取り組み、県民生活の向上と経済の発展、環境保全に貢献していきます。

2 ダム管理事業が目指す姿

施設等の修繕や更新、堆砂対策に取り組み、効果的な水運用を行うことで「水道用原水」と「発電用水」の安定供給と貯水容量の確保に務め、洪水調節等ダム及び貯水池の機能を発揮させていきます。

重点取組目標

計画外の発電停止時間をゼロに近づけます。

主な取組

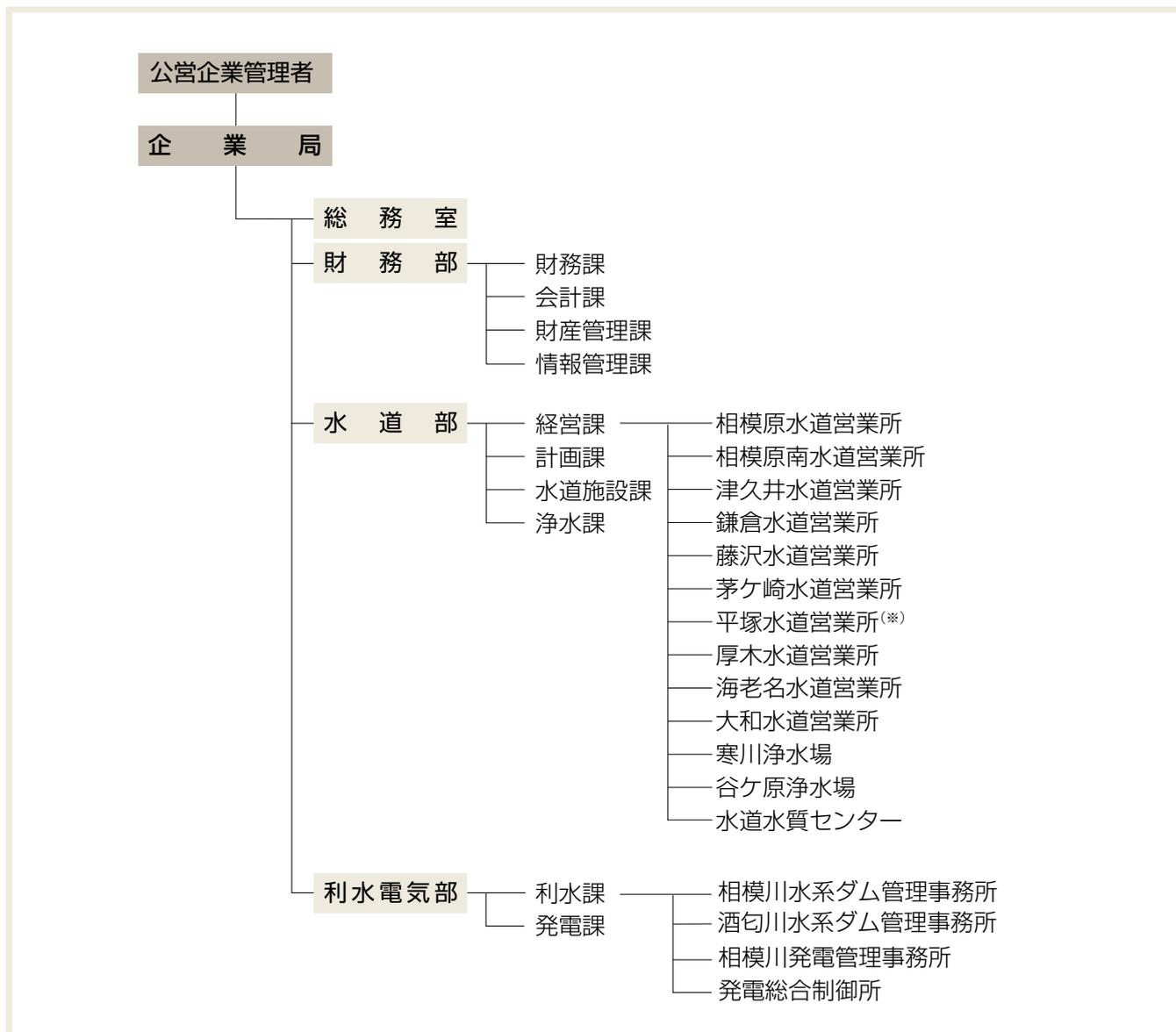
【電気事業】

- ・ 相模ダムリニューアル事業
- ・ 再生可能エネルギーをためる取組
- ・ 相模貯水池・道志調整池の堆砂対策

【ダム管理事業】

〔 相模川総合開発共同事業
酒匂川総合開発事業 〕

- ・ 城山ダム・三保ダム等の維持管理
- ・ 城山貯水池・三保貯水池の堆砂対策



※平塚水道営業所管内の給水区域のうち箱根地区については、平成26年度から、旧箱根水道営業所が行っていたほぼすべての業務を民間事業者に委託する「箱根地区水道事業包括委託」により運営を行っています。

持続可能な開発目標（SDGs）の推進

●SDGsと県企業庁の取組に関する目標



(参考) 地方公営企業とは

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するさまざまな事業活動を行っています。

こうした事業を行うために、地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼びます。水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業等がその代表的なものですが、その他にも、電気・ガス事業や土地造成事業を行うなど、その事業種別は多種多様です。地方公営企業には、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例を定めた「地方公営企業法」が適用されます。

「地方公営企業法」とは

地方公営企業法は、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例を定めるものであり、昭和27年10月1日に施行されました。

法第3条に定める経営の基本原則を達成するために、地方公営企業の組織、財務等について規定しています。

●法の適用の受ける企業の範囲（第2条関係）

地方公営企業法には、水道事業や電気事業などの8事業が規定されています。これらの法定事業以外にも、条例で定めることにより、地方公営企業法の全部または一部を適用することができます。

事業の種類	法の当然適用	法の任意適用
・水道事業（除く簡易水道事業） ・工業用水道事業 ・軌道事業 ・自動車運送事業 ・鉄道事業 ・電気事業 ・ガス事業 法定8事業	地方公営企業法の全部	
・病院事業	地方公営企業法の財務規定など	財務規定などを除く地方公営企業法の規定
・その他の事業 [主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業]		地方公営企業法の規定の全部又は財務規定など

●経営の基本原則（第3条関係）

「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と規定されています。

地方公営企業の特徴

地方公営企業法第3条に規定される経営の基本原則を達成するため、地方公営企業には以下のような特徴があります。

管理者の設置

地方公共団体の長は、地方公営企業の事業ごとに「管理者」を任命します。

「管理者」は業務の執行に関して法律上広範な権限が与えられます。

「管理者」は、基本的に地方公共団体の長の補助機関であり、独立の執行機関ではありませんが、地方公共団体の事務の一分野について執行権を法律で付与されている点において、実質的に独立の執行機関に匹敵します。

独立採算の原則

一般的な行政活動に必要な経費が租税によって賄われるのに対し、地方公営企業法において地方公営企業の特別会計における経費は、原則として当該地方公営企業の経営に伴う収入(例:水道料金)を持って充てなければならないとされています。その経費を収入によって賄うため、より合理的、効率的な経営が求められます。

発生主義

地方公営企業の会計は、民間の企業会計と同様に、発生主義・複式簿記を採用しており、官庁会計（現金主義・単式簿記）とは基本的な考え方が大きく変わります。

「発生主義」とは、現金の収支の有無にかかわらず経済活動の「発生」という事実に基づき、その「発生」の都度記録・整理する方式です。現金を支払っていなくても支出として費用にその額が計上されるため、企業の経理内容がそのまま明確に示されます。